

社会福祉法人基山町社会福祉協議会令和5年度事業計画について

I 基本方針

少子高齢化や核家族化が進行する中で住民同士の関係の希薄化や経済的困窮などを背景として、地域における福祉課題が複雑・多様化し、制度の狭間で支援を必要としている人たちを支える、包括的・総合的な支援策の展開が求められています。

基山町社会福祉協議会は「支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり」を基本理念とし、令和5年度から開始となる第3期地域福祉活動計画において、コロナ禍によって一層希薄化した人と人、人と地域との繋がりを再構築することを目指し、住民の皆さんの参加による助け合い支え合いの仕組みづくりを推進するよう事業を実施します。

II 重点目標

1. ふれあいいいききサロンでは、地域の繋がりが広がるよう小回りのきく車いす対応車輛で送迎を行い、また新しく購入する福祉バスで、研修やレクリエーション等、地域の方の外出のきっかけづくりになるよう体制を整え管理、運行いたします。
2. 多世代食堂事業では、食材、食堂運営に地元企業、地域の方にご寄附、ご協力をいただき交流をさらに広げるよう努めます。フードドライブ事業も継続し相談や見守りの事業へ繋げ、支援を必要とされる方を孤立させないまちづくりとなるよう事業の充実を図ります。
3. ボランティアセンター事業では地域の方の積極的な参加と自主的な活動に繋がるようボランティア講座を開催し、新たなボランティアの育成、活動の創出に努めます。そこからてつだう隊など地域の助け合い、支え合いの仕組みづくり、そして仲間づくりに取り組みます。
4. 法人後見事業を開始し、成年後見人として判断能力の不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。また中核機関等と連携し、成年後見制度について、周知、広報に努め、相談受付を行います。
5. 事業の充実、強化のための活動資金として必要な財源確保のため、本会事業活動への理解を深めていただけるよう広報活動を充実し、社協会費の会員加入の促進、また共同募金、寄附等の協力をいただけるよう努めます。

III 事業について

1. 法人運営事業

基山町社会福祉協議会の運営を実施します。

- (1) 基山町社会福祉協議会一般会員及び特別会員の推進会議（4月区長会）
- (2) 理事会の開催（定款に基づき開催）
- (3) 評議員会の開催（定款に基づき開催）
- (4) 監査の開催（定款に基づき開催）

- (5) 委員会の開催 (随時)
(総務・財務委員会及び企画・広報委員会、福祉委員会、生活福祉貸付委員会)
- (6) 初盆参り (8月)
- (7) 関係機関並びに福祉施設との連携協力
- ~~(8) 福祉サービス利用援助事業 (相談窓口、支援の計画、契約及び派遣)~~

2. 老人福祉事業

町内の77歳以上の方々を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。

また、見守りが必要な方を対象に、安心して生活が出来るよう、関係機関と連携し近隣の方とのネットワークづくりを推進します。

- (1) 敬老会 (9月16日)
- (2) 見守りネットワーク事業 (通年)

3. 福祉推進事業

地域福祉の推進に努めている方や団体等を調査、推薦、表彰し、これからも継続されるよう支援します。

- (1) 戦病没者追悼式 (4月5日)
- (2) 戦病没者供養及び慰霊塔の管理 (通年)
- (3) 育英金贈呈 (運用委員会) (8月団体長会)
- (4) 福祉功労者表彰 (個人、団体) (9月16日)
- (5) 善行児童生徒表彰 (選考委員会) (2月団体長会)
- (6) 在宅寝たきり高齢者介護者手当 (3月)

4. 福祉育成・援助活動事業

福祉団体の研修会や交流会等の活動を支援し、助成を行います。

(遺族会、町身体障害者福祉協会、町障がい者保護者の会、手話サークルきやまの手)

5. 福祉バス管理事業

会員等が福祉活動を通じて地域福祉を推進するため、福祉バスの運行をします。

また、安心して利用していただけるよう適正な運行、整備管理を実施します。

6. 心配ごと相談事業

各種相談窓口を開設し、地域住民の不安や悩みに寄り添い、解消・解決に繋がるよう努めます。また、相談事業開設の広報と、必要に応じてケース会議や専門相談機関との連携を図ります。

- (1) 心配ごと相談 毎週水曜日 午前 (民生委員・学識経験者)
- (2) 行政書士相談 奇数月第2金曜日 午前 (行政書士)
- (3) 知的障がい児(者)相談 奇数月第2木曜日 午前 (町障がい者保護者の会)
- (4) ものわすれ相談 奇数月第3水曜日 午後 (オレンジクラブきやま)

(5) 一般相談 随時受付 (職員対応)

7. 福祉交流館運営事業

地域に開かれた交流拠点として、乳幼児から高齢の方まで誰もが気軽に集え、ボランティアの協力を得て健康づくり、教養の向上及び世代間交流等の事業を展開します。また、関係機関との連携を図り、明るい利用しやすい施設になるように実施します。

(1) 交流館事業

- ・きやまん農園 (週1回)
- ・おもちゃ図書館 (月2回)
- ・立ち寄りサロン (月1回)
- ・ふれあい麻雀 (月2回)
- ・脳トレタイム (月2回)
- ・きやまん広場 (週4日)

(2) 情報提供事業

- ・福祉交流館イベント情報の発行 (月1回)
- ・きやま社協だより、ホームページ、広報きやまへの掲載

8. ボランティアセンター事業

住民のニーズを把握し、地域のなかで助け合いの仕組みづくりができるよう、活動支援を行います。新たなボランティアの担い手の発掘・育成を行うため、各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの意義、課題を学び情報提供等を通してボランティアの活動の普及啓発に取り組みます。

また、個人ボランティアの活動や団体の運営等を支援します。

- (1) ボランティア活動者の登録・育成・啓発
- (2) ボランティア相談の窓口
- (3) ボランティア活動の依頼・調整・派遣
- (4) ボランティア活動の支援
- (5) ボランティア協力校の支援
- (6) 基山町ボランティア推進協議会の支援
- (7) 各種ボランティア団体への支援
- (8) 福祉教育の推進
- (9) 講座開講 (生活支援サポーター、サロンレクリエーション、災害ボランティア等)
- (10) ボランティア情報紙発行、ホームページへの掲載
- (11) ふれあいのまちづくり推進会の開催
- (12) ボランティア保険加入の取扱い
- (13) ボランティア交流会の開催
- (14) 多世代交流サロン (座談会)
- (15) てつだう隊事業、及び生活支援サポーターの育成
- (16) おゆずり会の開催 (ボランティア推進協議会と共催)

9. 福祉資金貸付事業（低所得者層、高齢者、障がい者世帯等の方）

資金の貸付と必要な相談・支援により、安心して生活ができるように支援します。
また、借受後も生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、償還が円滑に行われるよう支援します。

新型コロナウイルス感染症特例貸付を利用された方に対しては、新たに県社協からの受託を受け、借受け後の生活再建、円滑な償還に向けて支援を行います。

(1) 佐賀県生活福祉資金貸付業務

（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金）

(2) 基山町福祉資金貸付業務（生業・生活・支度・修学・助産・葬祭）

(3) 生活福祉資金審査委員会の開催（随時）

10. 共同募金配分金事業

皆様から寄せられた募金を財源とし、各団体や学校へのボランティア活動のための助成、子どもから高齢者までの世代間交流、高齢者が社会参加のきっかけづくりや子どもの心を育むことを目的とした事業を実施します。

また、地域の防犯や犯罪の未然防止等、のぼり旗を準備し町内の安心・安全なまちづくり事業を行います。

生活が困窮した方へ関係機関と連携のもと、フードドライブで緊急的に支援を実施します。

(1) 一般募金配分金事業

① 高齢者福祉活動

- ・ふれあいいきいきサロン事業
- ・ふれあいいきいきサロン協力員の設置
- ・ふれあいいきいきサロン対抗運動会（5月24日）
- ・ひとり暮らしふれあい事業（65歳以上）
バスハイク（6月、1月、3月）
食事会（10月JA女性部）
- ・高齢者趣味の作品展（9月7日～10日）
- ・高齢者お祝い訪問（90、92、94歳以上）（10月）
- ・高齢者と子どものふれあいレクリエーション大会（10月28日）

② 児童青少年福祉活動

- ・ふれあい事業（基山小、若基小、基山中、東明館中）
- ・学校ボランティアへの助成
（基山小・若基小・基山中・東明館中・東明館高）

③ 福祉育成・援助活動

- ・きやま社協だより発行（年4回）
- ・ホームページ管理・更新
- ・共同募金配分金助成金交付事業（町内で活動するボランティア団体等）

- ・福祉育成援助活動（町ボランティア推進協議会、サロン育成）
- ・ふれあいいきいきサロン協力員連絡会
- ④福祉機器貸与事業
 - （特殊寝台・車いす・ポータブルトイレ・入浴補助具等）
 - ・福祉機器の整備
 - ・自立支援及び介護の軽減
- ⑤地域における防犯や安全なまちづくり事業
 - ・防犯や安全について住民意識の啓発（のぼり旗の補充等）
- ⑥生活支援事業
 - ・生活困窮者への緊急的支援
 - ・フードバンク、フードドライブ
- (2) 歳末たすけあい義援金配分金事業
 - ・歳末たすけあい配分委員会
 - ・歳末お見舞い（在宅者）
 - ・歳末ふれあい事業（団体）

1 1. 法人後見制度に関する事業

権利擁護事業として、従来行っている日常生活自立支援事業、新たに法人後見事業に取り組めます。制度利用の必要な方が安心して暮らせる支援いたします。

①(1) 法人後見に関する事業

- ・後見人等としての業務
- ・成年後見制度に関する相談業務
- (2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
 - ・相談窓口、支援の計画、契約及び派遣

1 2. シルバー人材センター事業

高齢者への就業の機会を提供し、健康や生きがいづくりを推進します。基山町の生涯現役促進地域連携協議会と連携し、新規会員の加入促進、就業先開拓に努めます。

登録会員への安全就業とマナーアップの徹底により、質の高いサービスを提供します。

- (1) センターの積極的運営と会員の増強
- (2) 家庭、民間企業、行政へのPR
- (3) 会員の技術向上及び安全就業のための研修会
- (4) 会員によるボランティア活動
- (5) 空き家空き地サポートサービス

1 3. 基山町多世代交流センター憩の家管理・経営事業

高齢者から子どもまで世代を超えた交流の拠点として、高齢者は趣味活動や体操など健康で生きがいづくりの事業、子育て世代には楽しく参加できるイベントで仲間づくりを行います。多世代食堂では地域の方や企業の方に協力頂き事業を展開し、多世代交流ができる事業を展開します。憩の家だよりの発行、ホームページへの掲載等により憩の家の活動内容を周知します。

(1) 高齢者サークル

- ・手芸サークル（クラフト、リフォーム、編み物）
- ・折り紙（月1回）
- ・バスハイク（年3回、半日1回）
- ・囲碁、将棋（毎日）
- ・健康相談（月1回）
- ・知って得するミニ講座（年6回）
- ・健康体操（気功教室、きやま元気サークル、ふまねっと）
- ・レクリエーション（月1回）
- ・料理教室（シニアクッキング月2回、おとこの料理サークル月1回）
- ・すまいるフォト（月1回）

(2) 多世代サークル

- ・多世代食堂（月1回）
- ・体験工房（年2回）
- ・音楽サロン（月1回）
- ・チクチク工房（毎月2回）
- ・トントン工房（年4回）
- ・ワークショップ（月1回）
- ・あそび場（偶数月1回）
- ・イベント
（ハンドメイドフェア、憩の家フェスタ、障がい者就労支援事業所との交流）

(3) 子どもサークル

- ・リトミック（月1回）・ちびっこシェフ

(4) ボランティア受け入れ等による地域との連携

(5) 憩の家だよりの発行 月1回

(6) きやま社協だより、ホームページ、広報きやまへの掲載

1 4. 日本赤十字社事業

日本赤十字社の精神や事業内容を理解していただくとともに、各種講習会の開催に努めます。

- (1) 会員及び活動資金の募集
- (2) 各種講座の開催
- (3) 用具の貸し出し（鍋、テント）

(4) 災害義援金に関すること